

京都教育大学教員選考基準

平成 16 年 4 月 1 日 制 定
令和 4 年 4 月 11 日 最終改正

第1条 京都教育大学教員の採用並びに昇任の選考は人格、健康、教授能力、教育・研究業績、学会並びに社会における活動等に基づき、総合的に審査を行う。なお、大学院研究科を担当する場合には、人事委員会の審査に基づき行うものとする（ただし、連合教職実践研究学校臨床力高度化系の専任教員のうち、連合参加大学が雇用して派遣する教員は除く。）。

第2条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- 一 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者
- 二 公刊された著書、論文、報告等により博士の学位を有する者と同等の研究上の業績を有する者
- 三 学位規則（昭和 28 年文部省令第九号）第五条の二に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する優れた実務上の業績を有する者
- 四 大学において教授の経験（外国におけるこれらに相当する教員としての経験を含む。）がある者
- 五 大学において 3 年以上准教授又は助教授の経験（外国におけるこれらに相当する教員としての経験を含む。）があり、研究上の業績を有する者
- 六 芸術・体育等の諸分野については、当該分野についての特殊な技能に秀でていると認められる者
- 七 専攻分野について特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

2 連合教職実践研究科において教授となることのできる者は、前項第 1 号から第 7 号及び次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者とする。

- 一 専攻分野について、教育又は研究上の業績を有する者
- 二 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者

第3条 准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- 一 第 2 条に規定する資格に準ずると認められる者
- 二 大学において准教授又は助教授の経験（外国におけるこれらに相当する教員としての経験を含む。）がある者
- 三 大学において 2 年以上専任講師の経験（外国におけるこれらに相当する教員としての経験を含む。）があり、研究上の業績を有する者
- 四 大学において 5 年以上助教、助手（平成 19 年 3 月 31 日以前のものに限る。）又

はこれに準ずる職員としての経歴（外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。）があり、研究上の業績を有する者

五 修士の学位又は学位規則第五条の二に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者

六 学士の学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有し、5年以上担当分野に関連する研究所、試験所、調査所、事業所等に在職し研究上の業績を有する者

七 芸術・体育等の諸分野については、当該分野についての技能に秀でていると認められる者

第4条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有する者とする。

一 教授、准教授の資格に準ずる。ただし、場合によっては所要の年限又は経歴を除いて考慮することができる。

二 その他、教育研究上の能力があると認められる者

第5条 助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有する者とする。

一 修士の学位又は学位規則第五条の二に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者

二 学士の学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有し、2年以上担当分野に関連する研究所、試験所、調査所、事業所等に在職し研究上の業績を有する者

三 芸術・体育等の諸分野については、当該分野についての技能を有する者

第6条 助手となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 学士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者

二 前号の者に準ずる能力を有すると認められる者

第7条 この基準の改廃は、教育研究評議会の議を経なければならない。

附 則

この基準は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年1月18日から施行する。

附 則（令和4年規程第1号）

この基準は、令和4年4月11日から施行し、令和4年4月1日から適用する。